

## 第 8 回技術委員会（準備書第 2 回審議）での意見等及び事業者の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	全体	亀山 委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1で説明された修正案には、予測数値は現況の測定値とほとんど変わらない数値となっていると記載されているが、現況の測定値が記載されておらず確認がしにくいので、現況の測定値を記載するなど、評価書段階までに修正されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況の測定値も表に記載し比較できた方が親切かと思しますので、一目で現況値と予測値が横並びに見られるような標記に修正します。</li> <li>【事後回答】</li> <li>資料2-1のとおり修正します。</li> </ul>
2	事業計画	佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料3のNo.1、施設建設場所の選定に関する質問の回答で、「いろいろな会議、報告会等の機会においても同様の意見が出され、説明したところです。」ということで終わっている回答や、No.6の最終候補地の決定経過の回答の中に、「当事者ではありませんので、基本的な見解は差し控えさせていただきますが、今までの説明会や広報などで、伊那市より丁寧に何回も説明した内容です。」とあるが、説明した中身に少し触れた方がいいのではないかと思う。少し突き放し過ぎた感じがして、あまりいい表現ではないかなと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過につきましては、準備書1ページのところで簡単に記載をしてあるわけですが、今後そのような表現に心がけていきたいと考えております。</li> </ul>
3	低周波音	塩田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書326ページの低周波の関係で、低周波音というのは1～80Hzの範囲の音をいう。日本の場合だと92dB以下であればまあ影響はなさそうということなので、G特性で表示するよりは1～80HzまでのdB合成のレベルを表示し、かつ20Hz以下のG特性の部分については影響はないという、2通りをこの表に入れると非常に分かりやすいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘は理解しました。</li> <li>【事後回答】</li> <li>資料2-2のとおり修正します。</li> </ul>
4	水象	富樫委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料3のNo.13で押出水源への影響はないのかという意見があり、その押出水源は新山川対岸にあるということだったが、想定事業実施区域からの距離はどのくらいか。</li> <li>事業者の見解に記載されているとおり、押出水源は確かに新山川の対岸にはあるが、非常に透水性の高い砂礫層の場合、影響は遠方まで及ぶという可能性が大きい。一般的には500mという距離は影響が出るか出ないか微妙な距離なので、新山川の対岸にあるから影響がないという書き方ではなく、むしろそのぐらい離れているということと、より近い場所できちんとモニタリングすることで対応していくという回答が適切ではないかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書45ページに記載してありますが、最終候補地想定対象事業実施区域の右側に押出水源という黒い点で示しており、距離は約500m強です。</li> <li>分かりました。</li> <li>【事後回答】</li> <li>「想定対象事業実施区域は、三峰川及び新山川に囲まれており、河川伏流水により地下水が供給される地域であり地下水が豊富な地域です。また、押出水源は想定対象事業実施区域から新山川対岸約600m東に位置することから地下水揚水の影響が及ばない地域であると予測・評価しております。また、対象事業実施区域内で事後調査を実施します。」に修正します。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
5	水象	富樫委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書628ページの水象の事後調査計画の中に調査地点が示されており、事業実施区域内の調査ポイントが非常に三峰川寄りに寄ったところにある。モニタリング観測地点がこの位置だと三峰川の河床近くの水位を測ることになるのであまり意味がない。対象事業実施区域と影響が及ぶ可能性がある既存の井戸との間に、モニタリング用の井戸がないと、きちんとしたモニタリングができないと思われるので、評価書でモニタリング観測地点について見解を示してほしい。</li> <li>文言の形でも結構なので示してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施場所が確定していない段階では、モニタリング観測地点を具体的に図上に落とし込むことは難しいが、御指摘のとおり現在記載しているモニタリング観測地点は川に近く正確なモニタリングができないので、影響圏に近いモニタリング観測地点を取った方がよいという御意見もわかりました。実際にどこに設置するかということを図上に落とすことは現状では難しい状況ですが、文言として表記をすることは可能です。</li> <li><b>【事後回答】</b></li> <li>別紙資料2-3のとおり修正します。</li> </ul>
6	土壌汚染	小澤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書404ページの土壌汚染についての評価について、ダイオキシンが環境基準のみで評価する形で書かれているが、周辺現況濃度が環境基準と比べて非常に低い状況である。一部には局所的なスポットがあるが、それはそれとして環境基準と比べると低い状況という現況を考えると、土壌汚染についても大気質と同様に現在の環境を大きく悪化させない観点からの評価を入れたらどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書405ページに土壌汚染の目標との整合性に係る評価を②に記載していますが、その中に現地調査地点における土壌中のダイオキシン濃度が、環境保全に関する目標と比べて非常に低い濃度であることを記載しており、御指摘いただいた内容はここに当てはまるのではないかと判断しています。</li> </ul>
7	土壌汚染	佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却炉ができた場合でも、施設周辺でできたお米は汚染などの問題は全くないと考えてよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の説明会においても、同様な意見を何回かいただいておりますが、全国を調査しましたところ、問題となる事例は一切なく、又評価結果からも心配はいらないと考えております。</li> </ul>
8	植物	大窪委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1のNo.15についての説明は特になかったが、ヤマザクラとカスミザクラの確認はどうなったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤマザクラとカスミザクラの確認については色々調べているところですが、木も確認しづらい時期ですので、現状では木に詳しい方から話を聞いている状況です。ヤマザクラとカスミザクラが混在する地域なので、今後更に確認を進めていきたいと考えています。</li> <li><b>【事後回答】</b></li> <li>再度、有識者と一緒に現地を踏査し、ヤマザクラで間違いのないことを確認しました。</li> </ul>
9	景観	佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書の3ページの位置図に神社があるが、この神社からの景色が景観の写真集の中にはないが、神社にお参りした方が景観として焼却炉の建物が見えるというのはちょっと気になった。前回、住民の意見として、景観を気にしてほしいという内容があったと思うので、敷地内の周りに植林をするような配慮ができればと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神社の名前は天伯社で、景観の予測の写真は551ページに記載をしています。ただし、天伯社内からは杉の林があって施設はほとんど見えなと思います。この写真は少し道に出て撮影したものです。施設を大きな樹木で囲むということになりますと、周辺が農地なので大きな日陰を作ってしまうことになり、そこが非常に悩ましいと感じています。</li> </ul>
10	景観 触れ合い活動の場	大窪委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書108ページの図2-3-12指定文化財の分布状況に記載がないが、この円の左の少し外に霞堤があり、文化財には指定はされていないかもしれないが非常に歴史性のある治水史跡で、地域としては非常に重要な文化財である。景観・触れ合い活動の場としても一つの要素だと思うので、地域の概況・状況の中には要素として入れてもらいたい。</li> <li>また、ごみ処理施設がすぐ近くにあることで、霞堤を訪れた人の心情を壊さないような形で景観を維持していただくような配慮が何かできればよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>霞堤が指定文化財である場合は、記載をすることとしたいと思います。</li> <li><b>【事後回答】</b></li> <li>伊那市資料より国指定（登録含む）が7、県指定（選択含む）が9、市指定が128のあわせて144の文化財の中に霞堤は含まれていませんでした。</li> <li>霞堤を目的で訪れるという人は、ほとんどいないのではないかと気がしますが、景観は準備書561ページの評価で記載したような環境保全措置をとることになりますが、円の左からの景観については、556ページにフォトモンタージュを作成し調査をしています。この下流に霞堤がありますが、こちらからは施設は見えないのではないかと考えています。</li> </ul>